

第27回 理事会議事録



日時：平成31年3月13日（水）

13時30分から15時00分まで

場所：公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第27回理事会議事録

日時 平成31年3月13日(水)

13時30分から15時00分まで

場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 9名

【出席者】

理事	熊谷 俊巳	清水 茂幸	鈴木 清也	鈴木 祐子	高橋 政代
	小友 善衛	小野寺 利美	菊池 啓子	高橋 徹	
監事	梅木 敬時	水本 紘一			

【報告事項】

代表理事の職務執行状況について

【議決事項】

議案第1号 平成31年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 平成31年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

議案第3号 県営体育施設環境整備等事業資金の保有について

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団組織規程の一部を改正する規程について

議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第6号 組織改編に伴う関係規程を整理する規程について

議案第7号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団職員給与規程の一部を改正する規程について

議案第8号 県出資法人に係る中期経営計画について

議案第9号 第17回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

【議事の経過】

1 開会

2 出席理事数の報告

出席理事数 理事9名中出席9名

3 理事長あいさつ

4 議事

(1) 報告事項

代表理事の職務執行状況について

(報告事項)

- ・ 評議員会で承認された事業計画及び事業予算の執行・実施に

	<p>関する業務権限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等の運用・実施に関する業務権限について ・ 職員の人事及び組織管理に関する業務権限について ・ 財産の管理に関する業務権限について ・ 災害等危機管理の実行に関する業務権限について ・ 特筆すべき事項として、昨年4月に県営運動公園にクライミングスピード施設が完成し、東京オリンピックで正式種目となったボルダリング、リード、スピードの3種目が実施可能な全国でも屈指のクライミング競技の拠点となったことについて
質 疑	なし
(2) 審議事項	議案第1号 平成31年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について
議案第1号～2号	議案第2号 平成31年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について
質 疑	
高橋 政代理事	勤労身体障がい者体育館の自主事業計画について、車椅子バスケットボールフェスタと卓球バレー交流会以外の事業は、身体障がい者を対象としたものなのか。健常者を対象としたものなのか。
事務局	主に身体障がい者を対象としておりますが、健常者についても補助などの目的で参加されたい場合は受け入れております。
採 決	議案第1号及び議案第2号については、原案どおり満場一致で承認された。
議案第3号	議案第3号 県営体育施設環境整備等事業資金の保有について
質 疑	
鈴木 清也理事	参考資料の内容はどういったものか。
事務局	当該資金の積み立ては理事会承認事項であり、算定根拠を示しておりますが、参考資料はより具体的な計画を示す説明資料であります。
鈴木 清也理事	その具体的な計画において、県営運動公園陸上競技場の芝管理に要する経費がみられるが、指定管理料に含まれているものではないのか。
事務局	ご指摘のとおり、当初より指定管理料に含まれている業務ではありません

すが、当該資金は事業団独自でより良好な競技環境の維持向上に図るものとして、当該年の指定管理料に加えて行うものであります。

採 決

議案第3号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第4号～6号

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団組織規程の一部を改正する規程について

議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第6号 組織改編に伴う関係規程を整理する規程について

質 疑

鈴木 清也理事

分掌事務の改正について、振興課から総務企画課へ移行した各分掌事務が、全てではなく一部の移行にみられるものもあるが、除いた部分は事業団としては今後行わないものなのか。

事務局

除いた部分については、今後行わないものではなく、今回、規程を整理する機会にあたって文言等の見直しを行った、という部分であります。

鈴木 清也理事

それでは、例えば調査研究並びに普及奨励とあった部分が、改正後には普及奨励とされている中に含まれていると解釈してよいか。

事務局

ご指摘のとおり、従前の分掌事務から表記上は除いた部分についても、改正後の分掌事務には含まれているものであります。除かれた箇所については、一つ一つ吟味しながら見直しを行ったものであります。

梅木 敬時監事

振興課から総務企画課への改編に伴う、県からの派遣職員の2名減分については、事業団独自で補充のための採用等は行うのか。

事務局

事業団としては、現状の人員体制から総務企画班へ1名増を想定しており、総合力と柔軟性を発揮して業務に臨みたいと考えております。

梅木 敬時監事

この人員減が残業増加へ繋がらないよう考慮も願いたい。労働基準法の見直しにより、残業減という社会的な流れがある中、出勤簿からタイムカードへ移行したことで、他団体では懸念事項となっている例もある。

事務局

人員減に伴い、受託事業の中身も調整されたものとはなっておりますが、ご意見のとおり、労務管理については十分に配慮してまいります。

また、昨年度には改編を想定し、臨時雇用職員1名を正規採用とした上、今回の改正においては統合後も組織が有機的に機能するよう、総務企画課に潤滑油となる主幹を設ける等、対策を講じたところであります。

質 疑

なし

採 決

議案第4号及び5号、並びに6号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第7号

議案第7号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団職員給与規程の一部を改正する規程について

質 疑

なし

採 決

議案第7号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第8号

議案第8号 県出資法人に係る中期経営計画について

質 疑

清水 茂幸理事

青少年の家における利用者数の増減について、平成27年度から平成29年度までは目標値に対して実績が上回るという推移がみられるが、平成30年度は急激に下回る見込みとなっている。その原因は何か。

事務局

今年度についてはまず、利用件数の変動はあまりないものの、1団体当たりの人数が少子化の影響により減少していることが原因の一つであります。
また平成29年度までの出前講座における人数集計の方法について、来場者数をカウントしていた経緯があったことから、今年度は直接指導数をカウントする、といったルール統一・見直しがあり、これが大幅な利用者数減につながった原因の一つであります。

鈴木 清也理事

被災地支援事業の内容と状況について教えていただきたい。

事務局

被災された市町村地域を中心に、事業団から職員を派遣しスポーツ支援事業を行うもので、内容は、被災後に仮設住宅等で窮屈な生活や思いをされている方々へ健康運動や指導を行うものであります。

事業開始当初は派遣要請が多く、大変喜ばれるものでありましたが、本年度は大槌町からの3件に留まる結果となっております。こちらについては、各市町村において体制が整い、独自に施策が行われるようになってきていることから、本事業における需要度が下がったものと思われれます。したがって、来年度からは被災地支援事業としては設定せず、指導者派遣事業の中で引き続き同地域もカバーしていくものと計画しております。

鈴木 祐子理事

そのような背景もあることから、あくまで指導者派遣事業の中において、

被災地エリアも同様に実施していくことは良いと感じる。時期についても繁忙期が落ち着き、職員が動きやすい頃に計画されている点で良いと思うので、市町村へのニーズの発掘と広報は力を入れて行われたい。

事務局

指導者派遣事業は被災地を含み全県的に行うもので、理想は4月当初から実施出来れば良いものではあります。改編に伴い、今回は体制が落ち着く時期を見込んで計画しております。市町村のニーズの発掘と広報についても、相手方への説明を充分に行うなどして尽力してまいります。

採決

議案第8号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第9号

議案第9号 第17回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

質疑

なし

採決

議案第9号については、原案どおり満場一致で承認された。

5 その他

6 閉会

上記記載に相違ないことを認める。

平成27年3月25日

理事長

熊谷俊巳



監事

梅末敬時



監事

水本諒一



